

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 組織運営規程

(総 則)

第 1条 公益社団法人福島県診療放射線技師会の組織および運営は、定款、附則およびその他の諸規程によるほか、この規程の定めるところによる。

(役員選任)

第 2条 この法人の役員の選任方法については、定款第 2 3 条のほか別に定める役員選出規程による。

(各種委員会)

第 3条 理事会が必要と認めた場合、定款第 4 0 条により各種委員会を置くことができる。

- 2 各種委員会は理事会の諮問事項を調査研究し、その結果を答申する。
- 3 各種委員会の定数は、理事会で定める。
- 4 委員は理事会において選任解任し、委員長は原則として委員の互選とする。

(部 局)

第 4条 この法人の会務を円滑に行うため、定款第 3 1 条に定める事務局のほか、各種部局を置くことができる。

- 2 各部局員の定数は、理事会で定める。
- 3 各部局はその事業運営について協議し、その経過報告・事業計画および予算について会長に報告する。
- 4 各部局はその事業に関する事項を会報等で報告する。

(地区協議会)

第 5条 この法人の地区組織強化および連絡調整のため、次の地区協議会を置く。

- (1) 県北地区協議会
 - (2) 県南地区協議会
 - (3) 会津地区協議会
 - (4) 浜通地区協議会
- 2 前項の地区協議会には、委員長を置く。
 - 3 委員長は地区協議会の規程による。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人および一般財団法人の関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、理事会の議決を経なければ変更する事ができない。